開発行為に係る消防水利の指導基準

（趣旨）

第１条　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）及び岡崎市開発行為の許可等に関する条例（平成 28 年条例第 63 号）第 20 条に規定する消防水利の設置に関する同意、協議の事務の処理は、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第７号）の定めるところによるもののほか、すべてこの指導基準によるものとする。

（適用範囲）

第２条　この基準は、法第 33 条１項２号の規定に基づき、「自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為」に適用する。ただし、次の各号に掲げる開発行為については、この限りではない。

⑴　法第 29 条第１項第１号から第 11 号に掲げるもの。

（指導基準）

第３条　開発行為等を行う者（以下「事業者」という。）は、開発区域内に次の各号に掲げる基準に適合するように消防水利を設置しなければならない。

⑴　消防水利を中心として、次表に示す一定の円を描き、これらの円で開発区域が完全包含（取付道路等含む）されることとし、消防水利が複数設置される場合はこれらの円に隙間がないことを原則とすること。

なお、隣接市町の既設消防水利による包含は認めないものとする。

	用途地域	円の半径
市街地及び準市街地（※）	近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	100m
	その他の地域及び用途地域の指定されていない地域	120m
市街地及び準市街地以外の地域でこれに準ずる地域		140m

※　市街地及び準市街地とは、消防力の整備指針（平成 17 年消防庁告示第９号）に規定する市街地及び準市街地をいう。

⑵　開発区域の面積が 3,000 平方メートル以上の開発行為については、次の定めるところによること。

ア　設置する消防水利は、40 立方メートル以上の耐震性防火水槽（以下「耐震性防火水槽」という。）を１基以上設置すること。

イ　設置する消防水利が６基以上の場合は、水利総数の３分の１以上が耐震性防火水槽で占めていることを原則とする。

ウ　設置する耐震性防火水槽で包含できない部分にあっては、付近既設消防水利が水利基準（岡崎市消防本部が管理する防火水槽 40 立方メートル以上又は消火栓の配水管が 150 ミリメートル以上のもの。以下「水利基準」という。）の条件を満たし、かつ、開発区域が第１号で定める円で完全包含（取付道路等含む）できる場合は、消防水利を免除することができる。

⑶　開発区域の面積が 3,000 平方メートル未満の開発行為については、水利基準に適合する耐震性防火水槽又は消火栓を設置すること。

ただし、付近既設消防水利が水利基準の条件を満たし、第１号で定める円で完全包含（取付道路等含む）できる場合は、消防水利を免除することができる。

なお、開発区域の面積が 1,000 平方メートル未満についても原則的に準ずるもの

とすること。

⑷　都市計画区域外の額田地域においては、10,000 平方メートル以上の開発行為は第１号、第２号による。

⑸　上記に定めるもののほか、その他の細目については、岡崎市消防本部とその都度協議すること。

（防火水槽）

第４条　消防水利の基準第３条第１項に規定する防火水槽は、次によるものとすること。

⑴　二次製品防火水槽

ア　一般財団法人　日本消防設備安全センターの型式認定製品であること。

イ　公園等に設置する場合は、都市公園法施行令（昭和 31 年政令 290 号）第 16 条第４号の規定により頂部と地面との距離は１メートル以下としないこと。

ウ　消防水利施設の用に供する土地の一辺以上が公道に接していること。

エ　公園等以外に設置する場合は、他に使用する目的のない専用の土地とし、構造物から外周 50 センチメートル以上の管理幅を設け、４面を高さ 1.5 メートル以上のフェンスで囲うこと。

　なお、管理用空地については、原則としてアスファルト舗装又はこれと同等以上の舗装とすること。

オ　取水位置から底面までの距離が原則 4.5 メートル以下とすること。

カ　吸管投入口は円形とし、その直径は内径 60 センチメートル以上で蓋（別紙１）枠共に岡崎市消防本部が指定するネット付のものとすること。

キ　吸管投入口下に一辺 60 センチメートル四方、深さ 50 センチメートル以上のます状の底設ピットを設けること。

ク　消防ポンプ自動車が容易に部署できること。

ケ　道路から吸管投入口までの距離が、3.5 メートル以下であること。

⑵　現場打ち防火水槽

ア　40 立方メートル級有蓋式の鉄筋コンクリート造りで漏水防止が完全にしてあること。

イ　躯体厚 20 センチメートル以上とし、道路用にあっては、25 センチメートル以上とすること。

ウ　鉄筋は異型丸鋼の 13 ミリメートル以上で、配筋は 30 センチメートル以下の間隔とし、2,000 キログラム以上使用すること。

エ　躯体のコンクリートは、ＪＩＳ指定工場の製品を使用し、強度は四週圧縮強度で 210 キログラム毎平方センチメートル以上とすること。

オ　取水位置から底面までの距離、吸管投入口、蓋、底設ピット等については、二次製品防火水槽の例によるものとすること。

（消火栓）

第５条　消防水利の基準第３条第２項に規定する消火栓は、呼称 65 の口径を有するもので、直径 150 ミリメートル以上の管に取り付けられていること。

（管網等の取扱い）

第６条　管網等の取扱いは、次によるものとすること。

⑴　管網の一辺が 180 メートル以下となるように配管されている 75 ミリメートル以上の配管に設置された消火栓のうち、分岐点から最も近い１個目については、消防水利の基準に定める給水能力があるとみなす。

　なお、管網へ配水する配水本管は直径 150 ミリメートル以上であること。

⑵　直径 150 ミリメートル以上の配管から分岐された 75 ミリメートル以上の枝状配管に設置された消火栓のうち、分岐点から最も近い１個目に設置された消火栓については、消防水利の基準に定める給水能力があるとみなす。

（標識等）
第７条　消防水利施設には、見やすい場所に標識を設けること。
２　前項の標識は、岡崎市消防本部指定（別紙１及び別紙２）のものとし、吸管投入口又は消火栓蓋の中心から５ｍ以内に設置すること。
（機能保持）
第８条　消防水利施設は完成検査合格から岡崎市に移管されるまで、または最低１年間はその機能を低下させないものであることとし、低下をきたした場合においては事業者の責任において改修すること。
（消防水利施設の検査）
第９条　消防長は、開発区域内に消防水利施設を設置するときは、工程ごとに検査を次のとおり実施するものとする。
⑴　二次製品防火水槽
ア　掘方を完了し、捨てコンクリート工等の基礎の状態
イ　本体部材据付工、底部ピット筋結工、本体部材縦締工の状態
ウ　漏水の状態（埋戻し前に外壁の目視による漏水検査）
エ　埋戻し及び整地の状態
オ　状態を確認する必要が生じた時
カ　完成検査
⑵　現場打ち防火水槽
ア　掘方を完了し、捨てコンクリート工等の基礎の状態
イ　配筋工の状態
ウ　型枠取り外し後躯体の状態（コンクリート打設の状態）
エ　防水工の状態
オ　漏水の状態（埋戻し前に外壁の目視による漏水検査）
カ　埋戻し及び整地の状態
キ　状態を確認する必要が生じた時
ク　完成検査
⑶　消火栓
完成検査
（協定の締結）
第10条　消防水利施設を設置した事業者のうち、当該施設及び消防水利施設の用に供する土地を岡崎市に帰属しない場合は、完成検査の合格後に、岡崎市消防本部と消防水利の維持及び管理に関する協定（様式第１号）を締結すること。
（その他）
第11条　消防水利施設については、工事施工前に岡崎市消防本部と協議後着手し、完了検査時に工事の工程写真、認定証及び躯体図等を提出するとともに、使用可能とすること。
その他開発行為に関する消防水利について疑義を生じたときは、岡崎市消防本部とその都度協議すること。

附　則
この基準は平成５年６月25日より施行する。
この基準は平成19年４月１日より施行する。
この基準は平成20年８月１日より施行する。
この基準は平成26年４月１日より施行する。
この基準は平成29年４月１日より施行する。
この基準は令和１年５月１日より施工する。

別 紙 1

消防施設水利の標識・蓋について

	種　　別	標　　識	蓋
1	都市計画法及び岡崎市開発行為の許可等に関する条例に基づくもので、岡崎市に帰属するもの。	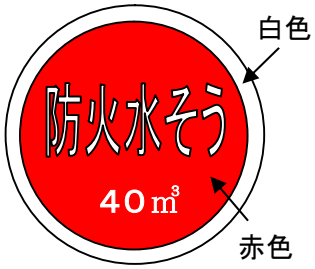 地:赤　縁:白　文字:白色 防火水そう　○○㎥	 蓋文字　防火水槽 岡崎市指定マーク（市章）
2	消防法施行令第 27 条消防用水に関する基準で規程するもの。	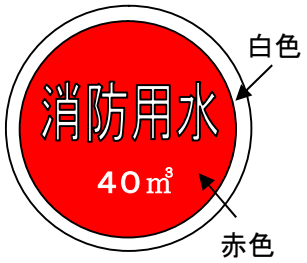 地:赤　縁:白　文字:白色 消防用水　○○㎥	 蓋文字　防火水槽
3	「岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手続き及び実施に関する条例」に係る防火水槽。	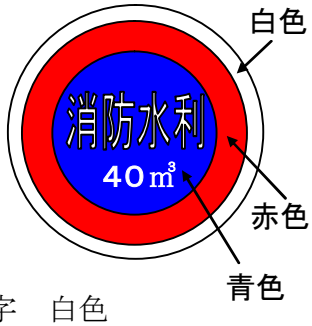 文字　白色 消防水利　○○㎥	 蓋文字　防火水槽
4	岡崎市に帰属しない任意のもの。	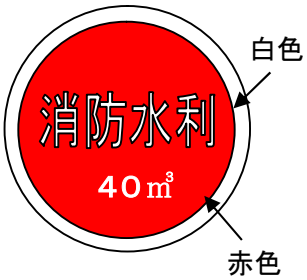 地:赤　縁:白　文字:白色 消防水利　○○㎥	 蓋文字　防火水槽

防火水槽・消火栓標識規格図

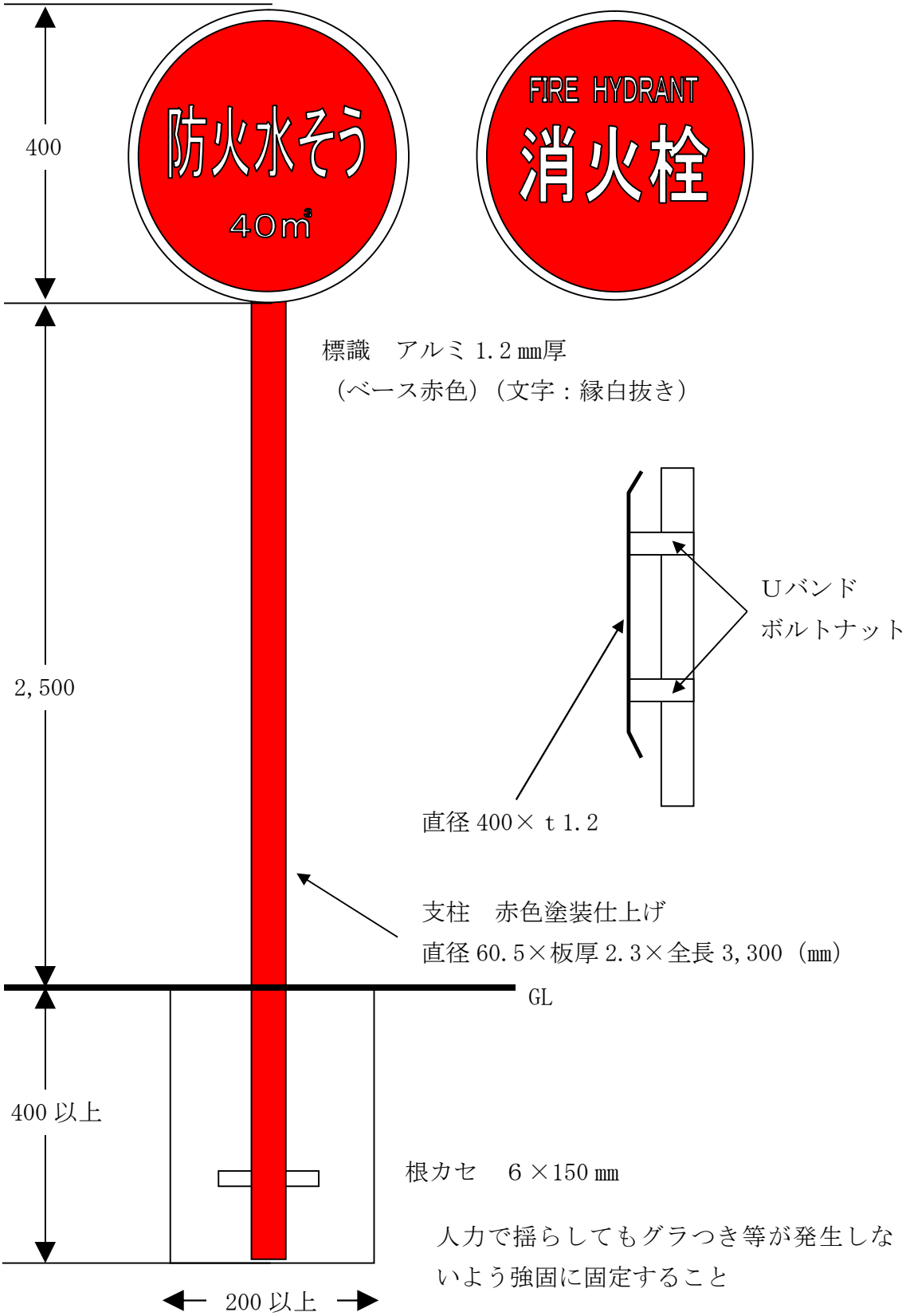

人力で揺らしてもグラつき等が発生しないよう強固に固定すること

様式第１号（第 10 条関係）

消防水利の維持及び管理に関する協定書

岡崎市消防長（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 30 条第２項及び開発行為に係る消防水利の指導基準（平成５年６月 25 日施行）に基づき、次のとおり協定を締結する。

第１条　この協定は、乙が設置した消防水利施設の維持、管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

第２条　この協定の対象となる消防水利施設は、次のとおりとする。

⑴　所在地

⑵　消防水利施設の種類

⑶　標識

第３条　乙は善良な管理者の注意をもって、消防水利施設の維持管理に関する一切の業務（以下「管理業務」という。）を行わなければならない。

２　乙は、管理業務にあたり、消防水利施設の維持及び管理をするうえで必要な修繕及び点検等を行うものとする。

３　管理業務に要する費用は、全て乙の負担とする。

４　乙は消防水利施設を常時使用可能な状態にしておかなければならない。

第４条　甲は、火災及びその他の災害が発生したとき、乙に承諾を得ることなく消防水利施設を使用することができる。

第５条　甲は、消防水利施設の調査を実施したときは、必要に応じて、その結果を乙に報告しなければならない。

第６条　乙は消防水利施設を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

第７条　消防水利施設の設置又は管理の瑕疵等により第三者に損害を生じたときは、乙がその責めを全て負うものとする。

第８条　乙は、消防水利施設の所有権等を第三者に譲渡する場合は、遅滞なく甲へ報告し、所有権等を取得しようとする者に、この協定の再締結を行わせなければならない。

第９条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から乙がその管理する消防水利施設の用途を廃止する日までとする。

第 10 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　岡崎市朝日町３丁目４番地
岡崎市消防長　　印

乙　住所
名称
代表者名　　印